

答弁書第二九号

内閣参質一九六第二九号

平成三十年三月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員山本太郎君提出国土及び海岸保全と鉄道復旧の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出国土及び海岸保全と鉄道復旧の関係に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「国防の観点」、「法令の不備」、「道路や空港と比べて著しく均衡を欠く」及び「海岸法及び同法施行規則の規定にとらわれず」の意味するところが必ずしも明らかではないが、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定に基づき、都道府県知事は、海岸を防護するため海岸保全施設の設置等を行う必要があると認めるときは、一定の区域を海岸保全区域として指定することができることとされているとともに、同法第五条の規定に基づき、都道府県知事等は、海岸保全区域の管理を行うこととされているところ、御指摘の「日高振興局管轄区域」においても、これらの指定や管理が行われているものと承知しており、また、海岸保全区域以外の区域（同法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域を除く。）については、当該区域内の土地を事業の用に供する鉄道事業者等の民間企業等において、その事業を行うために、その所有する施設の管理が行われているものと承知しており、いずれにせよ、「このまま事態を放置した場合、国道二百三十五号線も浸食されて使用不能となり、静内駐屯地への物資や兵員の輸送もできなくなる」ことが確実である」及び「高波によって日高沿岸の土地が浸食され、海岸線が主要国道や住民

の居住地に近づくのを放置したままにしている」との御指摘は当たらない。